

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年七月七日

広島県人事委員会
委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十三号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求手続等）</p> <p>第九条 育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求、地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）若しくは同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）は、あらかじめ書面により行うものとする。</p> <p>2 第六条第二項本文の規定は、育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求若しくは第三項変更について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>（条例第十三条の人事委員会規則で定める職員）</p> <p>第十条 条例第十三条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。</p> <p>一 一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員</p> <p>二 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員</p>	<p>（育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求手続等）</p> <p>第九条 育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求は、あらかじめ書面により行うものとする。</p> <p>2 第六条第二項本文の規定は、育児短時間勤務の承認の請求若しくは期間の延長の請求又は部分休業の承認の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>（条例第十三条の人事委員会規則で定める職員）</p> <p>第十条 条例第十三条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。</p> <p>一 一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員</p> <p>二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である日がある非常勤職員</p>

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、令和七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則第九条の規定は、施行日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）附則第二条の規定による同法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項の規定による申出又は同条第三項の規定による変更を行う場合について適用する。